

第92期定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年8月26日（木曜日）
午前10時（開場時刻：午前9時）

場所

東京都港区赤坂四丁目9番9号
当社本社3階会議室

日本国土開発株式会社

証券コード 1887

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
なお、株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

■ 第92期定時株主総会招集ご通知	1
-------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	10
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	13

添付書類

■ 事業報告	15
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	43

株主総会会場ご案内図

証券コード 1887
2021年8月5日

株 主 各 位

東京都港区赤坂四丁目9番9号
日本国土開発株式会社
代表取締役社長 朝 倉 健 夫

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、2021年8月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月26日（木曜日） 午前10時（開場時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都港区赤坂四丁目9番9号
当社本社3階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第92期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

〈新型コロナウイルス感染予防措置に関するお知らせ〉

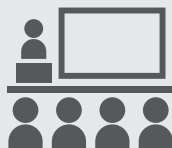
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。株主総会当日は、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。
- ・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく予定です。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合や、事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト (<https://www.n-kokudo.co.jp/>)】

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年8月26日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2021年8月25日（水曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2021年8月25日（水曜日）午後5時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

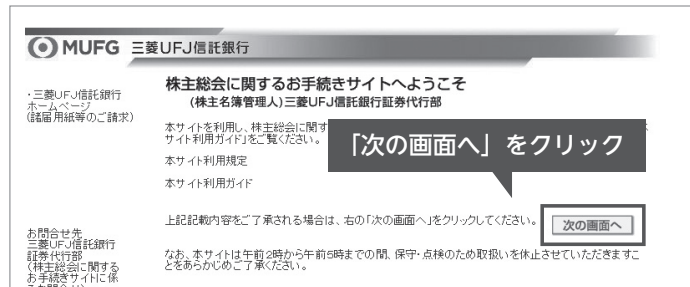
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

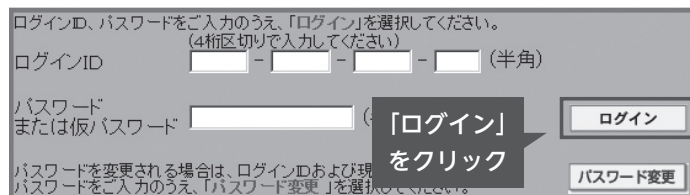
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
 にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

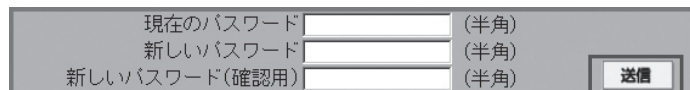
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



！ ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部（ヘルプデスク）

☎0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株あたり16円とするとともに、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株あたり26円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類		金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項	当社普通株式1株につき金16円	
およびその総額	総額	1,420,778,464円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日		2021年8月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	5,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	5,000,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは本総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	あさ くら たけ お 朝 倉 健 夫 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長 社長執行役員戦略本部長CEO
2	そ ね いち ろう 曾 根 一 郎 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員管理本部長
3	もち づき なお ゆき 望 月 尚 幸 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 副社長執行役員事業部門統括COO 兼 建築事業本部長
4	たか つ ひろ あき 高 津 浩 明 <input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外	社外取締役

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">あさ くら たけ お 朝 倉 健 夫 (1954年9月17日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1977年 4月 当社入社 2001年 2月 当社経営企画室企画グループリーダー 2005年 8月 当社土木本部土木部長兼技術事業センター副所長 2007年 8月 当社執行役員土木統轄本部副本部長兼土木営業部長 2008年 6月 当社執行役員土木統轄本部長 2008年 8月 当社取締役執行役員土木統轄本部長 2009年 8月 当社取締役執行役員土木統轄本部長兼土木営業部長 2011年 6月 当社取締役執行役員土木統轄本部長 2011年 8月 当社常務取締役東京本店長 2013年 8月 当社代表取締役社長 2017年 9月 当社代表取締役社長社長執行役員 2018年 8月 当社代表取締役社長社長執行役員CEO 2020年 8月 当社代表取締役社長社長執行役員土木事業本部長CEO兼COO 2021年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員戦略本部長CEO(現任)</p>	116,277株
<p>[取締役候補者とした理由] 候補者は、2013年8月から代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、業績の向上や東京証券取引所への再上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に対して大きな功績をあげております。これらの実績や豊富な経験から、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>[取締役会への出席状況] 100% (18回中18回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	曾根 一郎 (1960年3月25日生) 再任	1982年4月 当社入社 2005年6月 当社九州支店事務部長 2010年6月 当社九州支店営業部長 2014年6月 当社九州支店長 2015年6月 当社関連事業部長 2016年6月 当社執行役員関連事業部長 2017年4月 当社執行役員経営企画室副室長 2018年8月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年9月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼つくば未来センター管掌 2019年8月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼つくば未来センター管掌 2020年4月 当社取締役専務執行役員関連事業本部長 2021年6月 当社取締役副社長執行役員管理本部長(現任)	34,606株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、2018年8月から取締役として経営全般に携わり、その後当社第三の柱である関連事業や管理本部の要職を歴任しその役割を適切に果たしております。同氏の豊富な業務経験と卓越した行動力は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>[取締役会への出席状況] 94% (18回中17回出席)</p>			
3	望月 尚幸 (1963年6月24日生) 再任	1987年4月 清水建設株式会社入社 2017年4月 同社建築総本部東京支店副支店長 2019年1月 PwCコンサルティング合同会社入社、シニアマネージャー 2020年4月 当社入社、執行役員建築事業本部副本部長 2020年8月 当社取締役常務執行役員建築事業本部長兼生産・物流事業本部長 2021年6月 当社取締役副社長執行役員事業部門統括COO兼建築事業本部長(現任)	6,500株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>候補者は、長年に亘る建設会社における豊富な経験を有するとともに、建設業におけるコンサルタントとしての経歴から、建設事業における豊富な知見と優れた経営戦略能力を有しております。2020年8月から建築事業本部長として強い指導力を発揮し積極的な事業運営を進めてきました。当社の建築事業ならびに、事業部門全般に強力なリーダーシップを発揮していただいており、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者いたしました。</p> <p>[取締役会への出席状況] 100% (14回中14回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	たか っ ひろ あき 高 津 浩 明 (1952年10月2日生) 再 任 社 外	1977年 4月 東京電力株式会社入社 2011年 6月 同社常務取締役お客さま本部長 2012年 6月 東光電気株式会社入社、代表取締役社長 2014年 6月 株式会社東光高岳代表取締役社長 2018年 6月 同社代表取締役会長 2019年 6月 同社顧問 2019年 8月 当社取締役 (現任)	1,642株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等] 候補者は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社におきましては、2019年8月の取締役就任後、これまで当社グループの業務執行に対する適切な監督と、経営全般への助言をいただいていることから、引き続き社外取締役候補者といいたしました。 [取締役会への出席状況] 100% (18回中18回出席)			

- (注) 1. 各取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 高津浩明氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、取締役に再任された場合には引き続き独立役員に指定する予定ではありません。
4. 当社は高津浩明氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告25頁 (4. (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要) に記載のとおりです。取締役の再任候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
6. 高津浩明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	ます なり きみ お 増 成 公 男	<input type="checkbox"/> 再任	取締役常勤監査等委員
2	おお はし まさ はる 大 橋 正 春	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外	取締役監査等委員
3	かもし だ ふみ ひこ 嶋志田 文 彦	<input type="checkbox"/> 再任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外	取締役監査等委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	ます なり きみ お 増 成 公 男 (1956年7月22日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1981年 4月 当社入社 2003年 6月 当社広島支店事務部長 2004年 8月 当社管理本部総務部総務・法務グループリーダー 2007年 8月 当社事業管理部長 2013年 6月 当社執行役員事業管理部長 2013年 8月 当社執行役員経営企画室副室長兼企画部長 2014年 8月 当社取締役執行役員経営企画室長兼企画部長 2015年 8月 当社常務取締役経営企画室長兼企画部長 2016年 6月 当社常務取締役経営管理本部長 2017年 8月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2018年 6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼法務部長 2018年 12月 当社取締役専務執行役員管理本部長 2019年 8月 当社取締役常勤監査等委員 (現任)	80,709株
<p>〔監査等委員である取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、経営および当社グループの業務に関する幅広い経験と知見を有しております。これらの経験・実績に基づき、業務執行に対して客観的な視点で監査・監督をいただいております。今後も当社の経営の健全性・透明性・効率性を高めるため、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に寄与するものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (18回中18回出席) 〔監査等委員会への出席状況〕 100% (16回中16回出席)</p>			
2	おお はし まさ はる 大 橋 正 春 (1947年3月31日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; background-color: black; color: white;">社 外</div>	1972年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1983年 6月 阿比留・大橋法律事務所 (現東啓綜合法律事務所) 1999年 1月 当社管財人 2012年 2月 最高裁判所裁判官 2017年 3月 最高裁判所裁判官 退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 東啓綜合法律事務所 弁護士(現任) 2017年 8月 当社取締役監査等委員 (現任)	0株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、最高裁判所裁判官、弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、2017年8月に監査等委員である社外取締役に就任後は、経営陣から独立した立場で取締役の職務執行を監査・監督していただいております。今後も適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図れるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 100% (18回中18回出席) 〔監査等委員会への出席状況〕 100% (16回中16回出席)</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>かもしだ ふみ ひこ 鴨志田 文彦 (1951年12月21日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1974年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行 1997年10月 同行国際営業室長 1998年11月 中外製薬株式会社入社 2010年 3月 同社常務執行役員法務部長 2014年 5月 長島・大野・常松法律事務所 事務局局長 2015年10月 独立行政法人国際交流基金 監事(現任) 2016年11月 東京簡易裁判所民事調停委員 2019年 8月 当社取締役監査等委員(現任)</p>	0株
<p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等〕 候補者は、金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有するほか、豊富な海外業務経験を有しております。また、法務・コンプライアンスに関する高度な知見もあり、これらの経験・実績を踏まえ、取締役の職務執行について客観的視点で公正に監査・監督を遂行していただいております。今後も適切な監査・監督をいただくことで、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図れるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としていたしました。</p> <p>〔取締役会への出席状況〕 〔監査等委員会への出席状況〕 100% (18回中18回出席) 100% (16回中16回出席)</p>			

- (注) 1. 増成公男氏の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 大橋正春氏は弁護士であり、当社は同氏の所属する法律事務所に対し弁護士報酬等の支払をしております。
4. 大橋正春、鴨志田文彦の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 当社は、増成公男、大橋正春、鴨志田文彦の各氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、大橋正春、鴨志田文彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、取締役に再任された場合には引き続き独立役員に指定する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告25頁(4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要)に記載のとおりです。取締役の再任候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
8. 大橋正春氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。また、鴨志田文彦氏は、現に当社の監査等委員である社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<small>さいとう ゆういち</small> 齋藤 祐一 (1945年12月25日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社 外</div>	1980年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1998年4月 東京地裁・簡裁民事調停委員 1999年1月 当社管財人代理 2000年9月 当社監査役 2002年4月 第一東京弁護士会 副会長 2006年11月 国土交通省中央建設工事紛争審査会 委員(現任) 2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員(現任)	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】 候補者は、弁護士としての高い専門的知見と、経歴を通じて培われた豊富な経験を有しております。また、当社の社外監査役在任時には独立した立場から取締役の職務執行に対し監査・監督を実施していただいております。これらの知見・経験を踏まえ、実効性の高い監査・監督を期待できるものと判断し、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 齋藤祐一氏は弁護士であり、当社は同氏に対し弁護士報酬の支払をしております。
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 齋藤祐一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 4. 当社は、齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づき同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約内容の概要は、事業報告25頁(4.(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要)に記載のとおりです。齋藤祐一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、就任後は被保険者となります。

ご参考

本招集通知記載の候補者を原案通りすべてご選任いただいた場合の取締役会の多様性は以下の表のようになります。

取締役候補	主な専門的経験分野				
	企業経営	財務会計 ファイナンス	法務 コンプライアンス	業界知識	国際性 グローバル
朝倉 健夫 代表取締役社長 社長執行役員 戦略本部長CEO	○			○	
曾根 一郎 取締役副社長執行役員 管理本部長	○	○		○	
望月 尚幸 取締役副社長執行役員 事業部門統括COO兼建築事業本部長	○			○	
高津 浩明 取締役 (社外)	○			○	
増成 公男 取締役常勤監査等委員	○	○	○	○	
大橋 正春 取締役監査等委員 (社外)			○		
鴨志田 文彦 取締役監査等委員 (社外)	○	○	○		○

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年6月1日から2021年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大により依然として厳しい状況が続いており、一部では弱さも見られるものの、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、企業収益は総じて持ち直しの動きが見られました。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症への対応長期化に伴う経済への影響を注視する必要があります。

国内建設業界におきましては、民間の設備投資は、景気後退の影響を受け依然として慎重な状況が続きましたが、公共建設投資は、国土強靱化計画等を背景とする関連予算の執行により堅調に推移しました。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比0.6%減の117,803百万円となり、営業利益は前期比1.9%増の10,564百万円、経常利益は前期比8.2%増の10,585百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比3.0%減の7,713百万円となりました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて記載しており、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(土木事業)

受注高は、前期比42.6%増の68,296百万円となりました。売上高は、前期比1.0%減の55,565百万円であり、セグメント利益は好採算案件が減少したことにより、前期比52.0%減の3,903百万円となりました。

(建築事業)

受注高は、前期比37.1%増の69,690百万円となりました。売上高は、前期比10.7%減の54,359百万円であり、セグメント利益は好採算案件が寄与したことにより、前期比197.6%増の5,073百万円となりました。

(関連事業)

受注高は、前期比184.4%増の8,203百万円となりました。大型販売用不動産の売却により、売上高は前期比187.9%増の8,299百万円、セグメント利益は前期比195.4%増の1,637百万円となりました。

(参考) 当社の主な受注工事・完成工事は、次のとおりであります。

・受注工事

環境省福島地方環境事務所	令和2年度除去土壌等輸送工事他
株式会社 I H I プラント	宮崎田野太陽光発電所新設工事のうち土木・建築本体工事
サンヨーホームズ株式会社・住友不動産株式会社	(仮称) 大国町駅前計画新築工事
東急不動産株式会社・関電不動産開発株式会社	(仮称) 大阪市中央区常盤町二丁目計画新築工事

・完成工事

環境省福島地方環境事務所	平成30年度から平成32年度までの南相馬市対策地域内廃棄物等処理業務(減容化处理)
富士電機株式会社	尾幌太陽光発電所建設工事
関電不動産開発株式会社・住友商事株式会社・パナソニックホームズ株式会社	大阪市中央区高津PJ新築工事
西武ハウス株式会社	モンロー香椎浜サーフタワーセンターコート新築工事

なお、当社の次期繰越高は151,766百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は4,262百万円で、このうち主なものは太陽光発電施設の建設および賃貸用不動産の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメントライン(融資枠)契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく当期末の借入実行残高はありません。

また、当社グループは主に運転資金及び設備投資資金に充当することを目的として長期借入金等20,600百万円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、早期にテレワークや時差出勤、出張の自粛などの対策を講じるとともに、社長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全社を挙げて感染症の拡大防止と、お客さま、当社社員及びその家族の安全確保に取り組むとともに、関係先のご意向を確認しながら事業を継続してまいりました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要すると思われる、国内外の景気に不透明さが広がるなか、建設事業においては、不動産市況・設備投資動向などの外部環境の変化により受注高減少の懸念はありますが、感染防止対策に最大限留意しつつ、関係先のご意向を尊重したうえで継続的に事業に取り組んでおり、グループへの影響は軽微であると見込んでおります。

当社グループの中期経営計画Move75は、2029年度をターゲットとする「長期ビジョン」を実現していくための道筋として、2021年度までのPhase I と、設立75周年を迎える2025年度までのPhase II の二つのマイルストーンからなる計画になります。

Phase I では、市場の需要構造の変化に備えて取り組んできた諸施策をより加速し、つくば未来センターを核として、Phase II での取り組みに必要な機能や資源を洗い出し、これに積極的に投資をしていく3ヵ年と位置付けております。Phase I の2ヵ年目である当連結会計年度においては、関連事業によるストックビジネスの積み増しが順調に進捗しており、震災復興事業は縮減傾向ではありますが、今後は土木、建築、関連事業の連携強化や、グループ企業との一体営業の強化により、営業利益100億円の水準を安定して実現できる事業基盤を確立いたします。特に、当社の強みである機械分野における新型機材の開発を進め、新事業としては、国内ワーケーション事業、海外での浄水事業等への取り組みを加速してまいります。

また、当社グループは、ダイバーシティ&インクルージョンの活動として働き方改革&健康経営を推進しており、引き続き従業員の健康増進に向けた活動をしてまいります。

<中期経営計画Move75 Phase I 目標指標（連結2021年度目標）>

	2021年度 (中期経営計画目標)	2021年度 (業績予想)
売上高	1,350億円	1,500億円
営業利益	100億円	102億円
配当性向	30.0%	33.8%

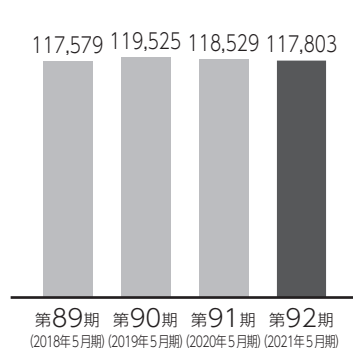
(注) 配当性向は、配当金総額を親会社株主に帰属する当期純利益（ただし、資産譲渡等の特殊・特別な損益を除く。）で除す方法により算出しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

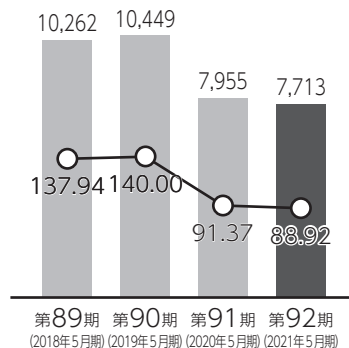
	第89期 (2018年5月期)	第90期 (2019年5月期)	第91期 (2020年5月期)	第92期 (当期) (2021年5月期)
売上高 (百万円)	117,579	119,525	118,529	117,803
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	10,262	10,449	7,955	7,713
1株当たり当期純利益 (円)	137.94	140.00	91.37	88.92
総資産 (百万円)	120,627	129,212	133,937	148,766
純資産 (百万円)	50,180	64,296	68,317	74,211

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日) を第90期より適用しており、第89期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。

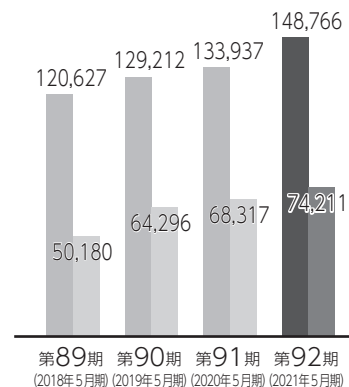
売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / 1株当たり当期純利益 (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2021年5月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
国土開発工業株式会社	300	100.0	建設事業、建設用機械の製造・販売
コクドビルエース株式会社	90	100.0	建設事業、保険代理業

(7) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

当社グループは、建設事業および開発事業ならびにそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第1000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(13) 第1756号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2021年5月31日現在)

①当 社

本 社 東京都港区赤坂四丁目9番9号

事 業 所 東京支店 (東京都港区)、東北支店 (仙台市)、名古屋支店 (名古屋市)、
大阪支店 (大阪市)、九州支店 (福岡市)

海 外 拠 点 シンガポール支店 (シンガポール)、台湾支店 (台北市)

研究開発拠点 つくば未来センター (茨城県つくば市)

②重要な子会社

国土開発工業株式会社 (神奈川県厚木市)

コクドビルエース株式会社 (東京都港区)

(9) 従業員の状況 (2021年5月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,075名(329)	72名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
871名(220)	12名増	40.8歳	13.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、再雇用社員および契約社員を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
2. 再雇用社員とは、雇用定年を迎えた社員を対象に年限を設けて再度雇用契約を締結したものであり、当事業年度末の再雇用社員は125名となっております。
3. 契約社員とは1年を超えない期間または有期プロジェクト毎の事業予定期間に基づいて雇用契約を締結しているものであり、当事業年度末の契約社員数は55名となっております。
4. 再雇用社員および契約社員を含む臨時従業員の平均雇用人数を（外書）として記載しております。

(10) 主要な借入先 (2021年5月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,138百万円
株式会社西京銀行	1,761百万円
株式会社足利銀行	1,236百万円
株式会社秋田銀行	1,054百万円
株式会社常陽銀行	1,054百万円

- (注) 1. 2021年5月31日現在の借入先について、残高金額の大きい上位5社の金融機関を掲載しております。
2. 上記のほか、NNインベストメント・パートナーズ株式会社引受の私募債3,000百万円の残高がございます。

2. 会社の株式に関する事項（2021年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 98,255,000株（自己株式9,456,346株を含む。）
- (3) 株主数 9,764名（前期末比824名増加）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本国土開発持株会	6,340	7.13
株式会社ザイマックス	5,865	6.60
株式会社西京銀行	4,300	4.84
みずほ信託銀行株式会社 （一般財団法人日本国土開発未来研究財団）	4,000	4.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,950	4.44
株式会社三菱UFJ銀行	3,500	3.94
アジア航測株式会社	3,189	3.59
前田建設工業株式会社	3,000	3.37
日本基礎技術株式会社	2,900	3.26
三井住友海上火災保険株式会社	2,456	2.76

- (注) 1. 2021年5月31日現在の当社株主名簿より記載しております。
2. 持株比率は小数点以下第3位を切り捨てております。
3. 当社は、自己株式9,456,346株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 上記自己株式9,456,346株には「株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式1,118,700株、及び「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式489,800株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年7月23日開催の取締役会および2019年8月29日開催の第90期定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は、2020年9月23日および2021年4月20日開催の取締役会において自己株式の処分を決議し、2019年8月29日就任の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）4名に対し自己株式21,300株、2020年8月27日就任の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）5名に対し自己株式26,700株を割り当てております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

当事業年度におけるストックオプションの権利行使による自己株式の処分

① 処分した株式の種類及び数	普通株式 351,000株
② 処分価額の総額	122,850千円
③ 処分した目的	ストックオプションの権利行使
④ 処分した日	2021年5月18日及び2021年5月28日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

2018年11月20日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき350円
- ③ 新株予約権の行使期間 2020年11月21日から2028年11月20日
- ④ 新株予約権の行使条件

1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任および従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 当社取締役の保有状況

区分	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	970個	普通株式 97,000株	4名
取締役（監査等委員）	220個	普通株式 22,000株	2名

(2) その他の新株予約権の状況

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝 倉 健 夫	土木事業本部長
取締役	曾 根 一 郎	関連事業本部長
取締役	井 上 智	安全品質環境本部長
取締役	西 川 哲 夫	経営本部長
取締役	望 月 尚 幸	建築事業本部長兼生産・物流事業部長
取締役	高 津 浩 明	
取締役 (常勤監査等委員)	増 成 公 男	
取締役 (監査等委員)	大 橋 正 春	弁護士 (東啓綜合法律事務所)
取締役 (監査等委員)	鴨 志 田 文 彦	独立行政法人国際交流基金 監事

- (注) 1. 2020年8月27日開催の第91期定時株主総会において、新たに望月尚幸氏が取締役に選任されました。なお、2020年8月27日をもって上嶋健司氏は取締役を退任しております。
2. 高津浩明、大橋正春、鴨志田文彦の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役高津浩明氏、取締役(監査等委員)大橋正春、鴨志田文彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 増成公男氏は当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、また、鴨志田文彦氏は金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 増成公男氏は常勤の監査等委員であります。当社では日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

当社は執行役員制度を導入しております。2021年5月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

* 社長執行役員				
CEO (最高経営責任者)	朝 倉 健 夫	常務執行役員	小 高 友 久	
COO (最高執行責任者)				
専務執行役員	戸 谷 茂	執行役員	四 宮 圭 三	
専務執行役員	山 本 喜 裕	執行役員	塩 澤 昭 彦	
専務執行役員	草 野 正 明	執行役員	中 里 良 一	
CTO (最高技術責任者)				
* 専務執行役員	曾 根 一 郎	執行役員	佐々木 伸 也	
* 専務執行役員	井 上 智 裕	執行役員	黒 川 洋 之	
* 専務執行役員	西 川 哲 夫	執行役員	高 野 匡 裕	
CFO (最高財務責任者)				
常務執行役員	中 橋 正	執行役員	平 田 亨	
常務執行役員	川 島 茂 樹	執行役員	田 村 彰 教	
常務執行役員	上 阪 恒 雄	執行役員	鮫 島 正 夫	
常務執行役員	田 中 了	執行役員	楠 本 滋	
常務執行役員	笹 尾 佳 子	執行役員	大 倉 直 己	
常務執行役員	松 島 浩 一	執行役員	島 崎 貴 司	
常務執行役員	関 茂 樹	執行役員	藤 田 佳 久	
* 常務執行役員	望 月 尚 幸	執行役員	中小路 俊 幸	

(注) 1. *印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2. 2020年9月1日付にて小高友久氏が常務執行役員に就任しております。また、2020年8月27日付にて大倉直己、2020年11月1日付にて島崎貴司、藤田佳久、2021年1月1日付にて中小路俊幸の各氏が執行役員に就任しております。
3. 2021年5月31日付をもって中橋正、松島浩一の両氏は執行役員を退任しております。なお、戸谷茂、田中了、四宮圭三、塩澤昭彦、佐々木伸也、黒川洋之、平田亨、楠本滋、大倉直己、島崎貴司の各氏は、2021年5月31日付をもって執行役員を退任し、2021年6月1日付でエグゼクティブ・プロフェッショナルに就任しております。なお、当社は、高度な専門性を持ち企業価値向上に貢献する人材を処遇する「プロフェッショナルコース」を2021年6月1日付で新設いたしました。本制度は、卓越した専門性を有し専門的知見から経営への助言を行い、戦略策定及び企業価値向上に貢献する人材を「エグゼクティブ・プロフェッショナル」、また専門性を活かし所属部門の業績向上と課題解決に貢献する人材を「プロフェッショナル」として任命する制度です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行（不作為を含む）に関し、保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。

ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する対象事由等を補償対象外とすることにより、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないよう措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる取締役の員数（名）
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	191 (8)	97 (8)	78 (-)	16 (-)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 (17)	33 (17)	-	-	3 (2)
合計	224	130	78	16	10

(注) 報酬等の総額、対象となる取締役の員数には2020年8月27日開催の当社第91期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。

(5) 取締役の報酬等の内容に係る決定方針

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の内容に係る決定方針

1) 報酬（監査等委員である取締役を除く。）の基本方針

- a. 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を強く動機づけるものであること
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）にとって、経営戦略・経営計画の完遂、年度計画の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- c. 持続的成長を担う優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- d. 株主との利益意識の共有を高めるものであること
- e. 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

2) 報酬の構成

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬は、月例の固定報酬及び短期インセンティブとして毎年一定の時期に支給する金銭報酬（賞与）と中長期インセンティブとして毎年一定の時期に交付する譲渡制限付株式報酬等から構成される変動報酬とする。一定の基準額を達成した場合の各報酬の比率の目安は概ね50：35：15となるよう設計する。また、社外取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み、固定報酬のみとする。

3) 報酬決定方法

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、原則として役位に応じた基準額を上限に、当該個人の経歴、技能等を勘案し個別に決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に支給される変動報酬の内、賞与報酬は、単年度業績に対する取締役のコミットメントとしての性質を勘案し、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。
- c. 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）に支給される変動報酬の内、株式報酬等は、中長期の当社グループの企業価値向上及び当社株主との利益の共有を図る観点から、中期経営計画で定めた会社の業績目標（連結営業利益等）の達成度及び個人の業績等の貢献度に基づき決定する。

なお、当事業年度における「連結営業利益」の実績は、10,564百万円となりました。

4) 決定のプロセス

- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬は、株主総会においてその総枠（株式報酬等付与のための金銭報酬債権の総額及び新株式発行または自己株式処分に関する株式総数を含む）を決議し、各人別の報酬額は、取締役会の決議による委任に基づき代表取締役社長が決定する。
- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を決定する際は、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得ることとし、当該答申の内容を十分に尊重するものとする。

なお、2020年8月27日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することを決議しております。
- c. 役員報酬の妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するため、役員報酬規程の制改定は監査等委員会（社外取締役が過半数となる構成）における協議を経て、取締役会で決定する。

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額240百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、2019年7月23日開催の取締役会におきまして、役員報酬規程の改定及び役員退職慰労金制度の廃止を決議し、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、本制度という）の導入を2019年8月29日開催の第90期定時株主総会において決議しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額報酬のうち、本制度に基づき、支給する金銭報酬債権の総額を年額36百万円以内及び当社が新株式の発行または自己株式の処分をする普通株式の総数を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）としております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

各人別の報酬額の決定において代表取締役社長朝倉健夫に権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長朝倉健夫が最も適しているからであります。なお、その権限の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定としております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定については、「指名・報酬委員会」を設置する前に決定しており、上記4) 決定のプロセスbを除く決定方針と整合しているため当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、今後は過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、公平性・透明性・客観性を確保しながら検討を行って判断してまいります。

② 監査等委員である取締役の報酬額の決定方針

監査等委員である取締役の報酬は、その職務の性質に鑑み固定報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定する。

当社監査等委員である取締役の報酬額は、2017年8月30日開催の第88期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

取締役高津浩明氏、取締役（監査等委員）大橋正春および鴨志田文彦の両氏は社外取締役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しています。

取締役（監査等委員）鴨志田文彦氏は、独立行政法人国際交流基金の監事ですが、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

高津取締役は当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に企業において代表取締役として経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

大橋取締役は当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会16回全てに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

鴨志田取締役は当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会16回全てに出席して、主に金融機関ならびに一般企業における豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 51百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 66百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況等および監査時間や報酬単価等の報酬見積りの算出根拠を確認し、必要な検証を行った結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に新システム導入に伴う内部統制構築の助言・指導および新収益認識基準導入に係る助言の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、またはその他必要と判断する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理を全社的に取り組むための組織として、「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンスおよびリスク管理を運営・推進する。また、内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役および使用人が法令および定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。
- ③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程ならびに取締役および使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役および使用人への教育・研修を実施する。
- ④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部通報窓口を設置する。
- ⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的実施する。
- ⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録および決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令および「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。
- ② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。
- ③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役および使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役および使用人の職務権限・役割分担および重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。
- ③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。
- ④ 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員または使用人を子会社の取締役または監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。
- ③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。

- ④ 当社は子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。
- ⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期または臨時に実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。
- ② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ③ 上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務に優先して従事する。
- ④ 監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

(7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要な事項を報告する。
- ③ 監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。
- ④ 監査等委員は、当社の取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に、その説明を求めることができるものとする。
- ⑤ 監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないように、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用または債務を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- ② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど、緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する体制

- ① 内部統制推進委員会を原則年1回開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認および今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。
- ② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。
- ③ 内部通報窓口である「コンプライアンス相談室」および外部通報窓口の設置を全役職員に周知しております。内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会および監査等委員会に報告しております。
- ④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員およびグループ会社を対象にコンプライアンス教育や、新入社員研修のほか、社内イントラネット上に各種コンプライアンスに関する行動指針や法改正、コンプライアンス教育資料等を掲載し、全役職員に対して継続的な教育・啓蒙活動を推進しております。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低減に努めております。
- ② 全社的なリスクの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告しております。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策として、社長を本部長とする対策本部を立ち上げ、感染拡大防止策を実施しております。また、役職員等に対して検温等、日々健康状態調査を実施しております。
- ④ BCP（事業継続計画）を策定し、これに基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ① 取締役会を18回開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を定期的で開催し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定しました。

(4) グループ会社の経営管理に関する体制

- ① 関係会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これにより管理する体制としております。また、必要に応じて当社の役員または使用人を子会社の取締役または監査役として派遣しております。
- ② 子会社の役員および使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署および子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。
- ② 監査等委員および監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室は、会社および子会社の業務執行の適法性、効率性等に関する監査を定期的実施し、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この方針に基づき、資産譲渡等の特殊・特別な損益を除外し計算した、連結配当性向30%を目標に業績や今後の経営環境などを勘案して決定してまいります。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	99,823	I 流動負債	39,486
現金預金	46,954	支払手形・工事未払金等	17,362
受取手形・完成工事未収入金等	32,502	短期借入金	2,691
販売用不動産	9,136	リース債務	160
未成工事支出金	1,276	未払法人税等	1,685
開発事業等支出金	2,448	未成工事受入金	5,482
その他のたな卸資産	593	開発事業等受入金	213
立替金	4,011	預り金	5,345
その他	2,908	完成工事補償引当金	961
貸倒引当金	△8	工事損失引当金	49
		役員賞与引当金	19
		事業整理損失引当金	126
		その他	5,386
II 固定資産	48,943	II 固定負債	35,069
1 有形固定資産	34,487	社債	3,000
建物・構築物	7,928	長期借入金	28,361
機械・運搬具	14,341	リース債務	1,454
工具器具・備品	322	繰延税金負債	456
土地	9,246	退職給付に係る負債	496
リース資産	1,333	役員退職慰労引当金	32
建設仮勘定	1,316	株式給付引当金	570
		訴訟損失引当金	4
		その他	692
2 無形固定資産	766	負債合計	74,555
		純資産の部	
3 投資その他の資産	13,688	I 株主資本	72,386
投資有価証券	9,084	資本金	5,012
長期貸付金	50	資本剰余金	18,450
破産更生債権等	13	利益剰余金	51,348
繰延税金資産	94	自己株式	△2,425
退職給付に係る資産	1,695	II その他の包括利益累計額	1,444
その他	2,786	その他有価証券評価差額金	1,619
貸倒引当金	△35	退職給付に係る調整累計額	△175
		III 非支配株主持分	380
資産合計	148,766	純資産合計	74,211
		負債及び純資産合計	148,766

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自 2020年6月 1日
至 2021年5月31日

(単位：百万円)

I	売上高					117,803
II	売上原価					98,779
	売上総利益					19,024
III	販売費及び一般管理費					8,459
	営業利益					10,564
IV	営業外収益					
	受取利息配当金	249				
	償却債権取立益	162				
	その他の	145				557
V	営業外費用					
	支払利息	188				
	リース支払利息	62				
	コミットメントライン費用	27				
	タームローン費用	68				
	その他の	190				536
	経常利益					10,585
VI	特別利益					
	固定資産売却益	382				
	投資有価証券売却益	338				
	その他の	15				735
VII	特別損失					
	固定資産廃却損失	123				
	減損	77				
	その他の	7				209
	税金等調整前当期純利益					11,112
	法人税、住民税及び事業税	2,483				
	法人税等調整額	826				3,309
	当期純利益					7,802
	非支配株主に帰属する当期純利益					88
	親会社株主に帰属する当期純利益					7,713

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自 2020年6月 1日
至 2021年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,012	18,301	46,109	△2,267	67,156
連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△2,474		△2,474
親会社株主に帰属する当期純利益			7,713		7,713
自己株式の取得				△470	△470
自己株式の処分		108		312	420
連結子会社株式の売却による持分の増減		40			40
株主資本以外の項目の連結会計期間中の変動額（純額）					
連結会計期間中の変動額合計	－	148	5,239	△157	5,230
当期末残高	5,012	18,450	51,348	△2,425	72,386

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,455	△610	845	315	68,317
連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△2,474
親会社株主に帰属する当期純利益					7,713
自己株式の取得					△470
自己株式の処分					420
連結子会社株式の売却による持分の増減					40
株主資本以外の項目の連結会計期間中の変動額（純額）	164	434	598	64	663
連結会計期間中の変動額合計	164	434	598	64	5,893
当期末残高	1,619	△175	1,444	380	74,211

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	87,218	I 流動負債	33,462
現金預金	38,998	支払手形	4
受取手形	3,669	電子記録債務	2,890
電子記録債権	86	工事未払金	12,291
完成工事未収入金	25,617	短期借入金	340
リース投資資産	87	リース債務	160
販売用不動産	9,136	未払法人税等	1,417
未成工事支出金	1,156	未成工事受入金	5,114
開発事業等支出金	2,448	開発事業等受入金	54
短期貸付金	493	預り金	5,303
立替金	4,034	完成工事補償引当金	961
その他	1,493	工事損失引当金	49
貸倒引当金	△3	事業整理損失引当金	126
		その他	4,748
II 固定資産	36,100	II 固定負債	21,074
1 有形固定資産	18,238	長期借入金	14,856
建物・構築物	6,037	社債	3,000
機械・運搬具	1,382	リース債務	1,454
工具器具・備品	283	繰延税金負債	495
土地	7,856	株式給付引当金	570
リース資産	1,333	訴訟損失引当金	4
建設仮勘定	1,346	長期未払金	359
		その他	332
		負 債 合 計	54,537
		純 資 産 の 部	
2 無形固定資産	753	I 株主資本	67,229
		1 資本金	5,012
3 投資その他の資産	17,108	2 資本剰余金	17,837
投資有価証券	12,056	資本準備金	14,314
関係会社株式	1,258	その他資本剰余金	3,523
長期貸付金	50	3 利益剰余金	46,803
破産更生債権等	13	その他利益剰余金	46,803
長期前払費用	576	固定資産圧縮積立金	841
前払年金費用	1,910	別途積立金	38,000
その他	1,265	繰越利益剰余金	7,962
貸倒引当金	△23	4 自己株式	△2,425
		II 評価・換算差額等	1,552
資 産 合 計	123,319	その他有価証券評価差額金	1,552
		純 資 産 合 計	68,781
		負債及び純資産合計	123,319

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2020年6月 1日
至 2021年5月31日

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	5,012	14,314	3,414	17,729	855	33,000	8,624	42,480
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△2,474	△2,474
別途積立金の積立						5,000	△5,000	-
固定資産圧縮積立 金の取崩					△14		14	-
当期純利益							6,797	6,797
自己株式の取得								
自己株式の処分			108	108				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	108	108	△14	5,000	△662	4,323
当期末残高	5,012	14,314	3,523	17,837	841	38,000	7,962	46,803

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,267	62,955	1,402	1,402	64,357
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△2,474			△2,474
別途積立金の積立		-			-
固定資産圧縮積立 金の取崩		-			-
当期純利益		6,797			6,797
自己株式の取得	△470	△470			△470
自己株式の処分	312	420			420
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			150	150	150
事業年度中の変動額合計	△157	4,273	150	150	4,424
当期末残高	△2,425	67,229	1,552	1,552	68,781

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下靖規 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會澤正志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本国土開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年7月16日

日本国土開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下靖規 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 會澤正志 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月19日

日本国土開発株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員 増成公男 ㊟
監査等委員 大橋正春 ㊟
監査等委員 鴨志田文彦 ㊟

- (注) 監査等委員 大橋正春及び鴨志田文彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：日本国土開発株式会社 本社 3階会議室

東京都港区赤坂四丁目9番9号



交通

東京メトロ

丸ノ内線 銀座線「赤坂見附」駅下車 徒歩約10分

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を図るため、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

日本国土開発株式会社

UD FONT

見やすく読みましがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。